

大川市議会第1回定例会会議録

平成26年3月20日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	池	末	秀	夫	10番	中	村	博	満	
3番	水	落	常	志	11番	石	橋	正	毫	
4番	吉	川	一	寿	12番	古	賀	光	子	
5番	古	賀	龍	彦	13番	川	野	栄	美子	
6番	篠	島	か	お	る	14番	今	村	幸	稔
7番	岡		秀	昭	15番	福	永		寛	
8番	内	藤	栄	治	16番	井	口	嘉	生	
9番	平	木	一	朗	17番	永	島		守	

欠席議員

なし

2. 地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市		長	鳩	山	二	郎
副	市	長	酒	見	隆	司
教	育	長	石	橋	良	知
会計 (兼)会	管 計	理 課	者 長	宇	木	博 子
消 (兼)警	防 防	課	長 長	田	中	晴 彦
経営政 務課	策 課	長	中	島	久	幸
総務 (併)選挙管理委員会事務局長	課	長	古	賀	恭	治

企 画 調 整 課 長	本 村 和 也
農 業 水 産 課 長 (併)農業委員会事務局長	添 島 清 美
上 下 水 道 課 長	平 田 敏 弘
消 防 本 部 総 務 課 長	大 渕 慶 人
学 校 教 育 課 長	持 木 芳 己
監 察 事 務 局 長	石 橋 新 一 郎

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	木 下 剛
議 会 事 務 局 書 記	永 尾 龍 之 介
議 会 事 務 局 書 記	和 田 孝 紀
議 会 事 務 局 書 記	古 賀 章 子

4. 付議事件

1. 委 員 長 報 告

1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

1. 追 加 議 案 の 上 程

議案第31号 大川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

(議案第31号)

1. 閉会中の各委員会への調査付託の件

1. 会 議 錄 署 名 議 員 の 指 名

1. 閉 会 の 宣 告

午前 9 時30分 開議

議長(石橋正毫君)

皆さんおはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

それでは、総務委員会に付託しておりました議案第1号 大川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について外9件を一括議題といたします。

これから総務委員会における審査の経過並びに結果について総務委員長の報告を求めます。

総務委員長、永島守君。

総務委員長（永島 守君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第1号 大川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について外9件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第1号 大川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について御報告を申し上げます。

本案は、新たな行政需要への対応、事務事業の効果的かつ効率的な執行を目的とした組織機構改革のため、大川市事務分掌条例の一部を改正し、課の新設、名称変更等を行うものであり、あわせて大川市子ども・子育て会議条例及び大川市都市計画審議会条例について関係条文の整理を行おうとするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第2号 消費税及び地方消費税の税率改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御報告を申し上げます。

本案は、平成26年4月1日から消費税率が引き上げられることに伴い、総務省から税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処するようにとの通知がされていることもあり、公共施設の使用料等に消費税相当額を転嫁するため、関係条例の整備を行おうとするものであります。平成9年の消費税率引き上げの際にもまとめて1本で提案されており、今回も5%を単純に8%に引き上げる16の条例をまとめて提案がなされています。この条例による增收分は、予算ベースで指定管理者等を除いた一般会計分の13条例で約480千円、水道料金は約21,800千円の増であります。

委員会では、施設の予約が半年前からできる施設もあるが、4月以降の使用分について消費税の取り扱いはどうなるのかただしたところ、3月末までに申し込み許可した分までは5%である旨の答弁がなされたところでございます。

委員会では、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第3号 大川市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御報告を申し上げます。

本案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、関係条例の整備を行おうとするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第11号 大川市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてを御報告申し上げます。

本案は、従来、消防長及び消防署長の資格は政令で定められていたが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、消防組織法第15条が改正されることになり、市町村が政令で定める基準を参照して条例で制定することになったため定めるものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第12号 大川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御報告申し上げます。

本案は、非常勤消防団員の処遇改善のため消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、消防団員退職報償金の支給額を一律50千円（最低支給額200千円）引き上げるため、所要の改正を行い、平成26年4月1日以降に退職する団員に適用するものであります。

委員会では、今回の改正は全国的なもののかただしたところ、法改正なので全国一律である旨の答弁がなされました。さらに、引き上げ額も同じかただしたところ、各市町村で若干差はあるが、筑後地域では一律である旨の答弁がなされたところであります。

委員会では、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第13号 大川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを御報告申し上げます。

本案は、消防法施行令及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、関係条文の整理を行おうとするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第14号 大川市危険物の規制等に関する手数料条例の一部を改正する条例の制定について御報告を申し上げます。

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、手数料の額に関し所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、今回改正する条項に該当するところがあるかただしたところ、市内には該当するところはない旨の答弁がなされました。

委員会では、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第15号 大川市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを御報告申し上げます。

本案は、災害対策基本法の一部改正に伴い、市防災会議の所掌事務等に関し所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第16号 平成25年度大川市一般会計補正予算を御報告申し上げます。

説明によりますと、今回の補正は、国の経済対策に伴う緊急支援もあわせて活用し、歳入歳出予算、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正であります。

総務費には、職員の退職勧奨等に伴う退職手当100,868千円、ふるさと基金積立金3,500千円が、民生費には、障害者総合支援システム改修業務委託料1,896千円が計上されております。

労働費には、生活防衛のための国の緊急対策として、緊急雇用創出事業費委託料1,000千円が、農林水産業費には、災害に強いため池等整備事業費負担金8,500千円が、また商工費には、4月からの消費税増税を踏まえ、前倒しして開催されることに伴う春の大川木工まつり補助金2,200千円が計上されております。

教育費には、大野島小学校校舎大規模改造工事195,000千円、三又小学校運動場整備事業費33,000千円、中学校体育館天井等落下防止工事102,120千円が計上されております。

以上により、今回の補正総額は448,084千円となったところでありますが、これが財源といたしましては、歳出に見合う国庫支出金、県支出金、市債及び繰越金等をもって充当する

とのことあります。

次に、繰越明許費の補正につきましては、本年度内に事業の完了が見込めない8事業について、繰越明許費の設定を行うものであります。

次に、債務負担行為の補正につきましては、消防救急支援地図検索システムの借り上げについて、4月からの消費税増税に伴う必要な限度額の設定の変更を行うものであります。

次に、地方債の補正につきましては、災害に強いため池等整備事業費負担金及び学校教育施設等整備事業を追加するものであります。

委員会では、まず、10款2項3目及び10款3項3目．学校建設費の工事の時期についてただしたところ、授業の関係で、大野島小学校は7月中旬から夏休み中に内部工事を行い、9月下旬までに外部工事を行う。三又小学校は設計を先に行い、工期が4か月ほどかかるので工事の時期は学校と協議をして行う。中学校は夏休み中に工事するので、複数の業者で同時に使う予定である旨の答弁がなされたところでございます。

委員会では、大規模改造工事は実際に工事に入らないとわからない部分も多く、担当職員の現場においてのしっかりととした精査をやっていただきたい旨の意見が開陳されたところであります。

次に、委員会では繰越明許費について、この金額は税込みなのかどうかただしたところ、税込みである。今後、既に契約している事業において必要な場合は、8%に税額を変更する予定である旨の答弁がなされたところでございます。

委員からは、工事の契約主体である元請業者に渡ったその8%の消費税が下請業者、孫請業者に渡らず、弱い立場の業者が泣かされることが決してないように指導をお願いしたい旨の意見が開陳されたところであります。

次に、委員会では、5款2項3目．緊急雇用対策事業費の内容についてただしたところ、起業支援型雇用創造事業で大川観光ボランティアガイドの会に観光推進事業を委託しており、3人雇用している旨の答弁がなされました。

さらに、6款1項8目．クリーク対策費の負担金についてただしたところ、中八院のクリーク480メートルの一部を国50%、県と市が25%ずつの負担で整備する県営事業である。今年度補正分からの事業で用途地域外で行う旨の答弁がなされたところであります。

委員会では、そのほか詳細な審査を行い、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第30号 平成25年度大川市一般会計補正予算を御報告申し上げます。

説明によりますと、今回の補正は、歳入歳出予算及び繰越明許費の補正でありまして、教育費について、学校給食センター建設工事費に不足が生じるため工事請負費12,000千円を計上し、これが財源といたしましては、繰越金をもって充当するとのことであります。補正の理由は、2月4日付で現在の契約について増額変更が可能であるとの県からの通知があり、本市も国、県と同様の対応をすることとし、賃金等の急激な変動に対する措置として、インフレスライド条項を適用するものであります。

繰越明許費の補正につきましては、本年度内に同事業の完了が見込めないため、12,000千円の増額変更を行うものであります。

委員会では、工事請負費の内容についてただしたところ、建築工事が8,000千円、電気設備工事が4,000千円である旨の答弁がなされたところであります。さらに、財源として国、県からの補助はないのかただしたところ、学校給食センター関係の予算は既に補助対象額を超えており追加の補助はない旨の答弁がなされたところでございます。

委員会では、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

以上で私の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（石橋正毫君）

総務委員長の報告は終わりました。

これから総務委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第1号 大川市事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号 消費税及び地方消費税の税率改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号 大川市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 大川市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 大川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 大川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 大川市危険物の規制等に関する手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 大川市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 平成25年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号 平成25年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員会に付託しておりました議案第4号 大川市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について外5件を一括議題といたします。

これから文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について文教厚生委員長の報告を求めます。文教厚生委員長、川野栄美子君。

文教厚生委員長（川野栄美子君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は文教厚生委員長といったしまして、本委員会に付託されました議案第4号 大川市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について外5件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第4号 大川市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

本案は、社会教育法の一部改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準について条例で定めるとともに、社会教育活動の活性化を図るため、所要の改正を行おうとするものであります。

説明によりますと、これまで社会教育委員の委嘱の基準は社会教育法に定められていましたが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法案）により、条例で定めることとなつたものです。

また、社会教育委員の定数を、現在の10人から2人ふやし「12人以内」とし、社会教育に造詣が深い学識経験者と、子育て支援関係の活動をされている団体等から家庭教育分野の委員を加えるものです。

委員会では、社会教育委員の役割と活動状況をただしたところ、本市ではこれまで教育委員会の諮問に応じて答申する役割を中心に活動されている。25年度は3回の会議と3回の学習会、教育委員会との意見交換会等を行っており、青少年教育関係の事業や、地域と学校、家庭の連携について現状と課題を取りまとめ、教育委員会へ報告書を提出いただくことで、今後の施策に生かしていく旨の答弁がなされました。

委員からは、社会教育委員が2人ふえる分、明確なビジョンを持って、より活性化するよう前向きな人選をお願いしたいとの要望がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第5号 大川市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

本案は、子育て支援の充実を目的として、従来の乳幼児医療費助成制度の拡充を図るため、これまで就学前の乳幼児を対象に医療費の助成をしていましたが、入院の医療費に限り、対象を中学校3年生まで拡大するものです。実施方法は、小学生以上については医療証を発行せず、医療機関で一旦、自己負担分を支払っていただき、後日、市の窓口に請求する償還払いとするものです。また、3歳以上については児童手当法に準拠した所得制限を行っていま

したが、これを廃止するものです。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第6号 大川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

本案は、消費税率の引き上げに伴い、一般廃棄物処理手数料の表示方法等に関し、所要の改正を行おうとするものであります。

説明によりますと、これまで廃棄物処理手数料の表示については、条例で定める額に100分の105を乗じた額としていますが、改正後は消費税を含んだ総額表示とし、手数料の金額は据え置きにするものです。

また、八女西部広域事務組合も料金を据え置くとのことで、八女西部広域事務組合の構成団体（4市2町）もそれに合わせることです。

委員会では、今回、手数料の値上げはしないとのことだが、将来消費税が10%に上がることを見越して、一度に物価が上がることを防ぐためのクッション的な役割の8%と思う。そのあたりの議論はされたのかとただしたところ、将来消費税が10%になった場合、手数料も一律に10%に上げるものではなく、ごみの減量の状況と、近隣市や八女西部広域事務組合の構成団体の状況を見ながら検討を進めていきたい旨の答弁がなされました。

委員会では、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第19号 平成26年度大川市国民健康保険事業特別会計予算を御報告申し上げます。

本会計は、国民健康保険法に基づき医療事業等について予算編成を行うもので、歳出の主なものは、総務費73,832千円、保険給付費3,452,840千円、後期高齢者支援金等566,211千円、介護納付金269,942千円、共同事業拠出金675,771千円などで、予算規模では5,085,000千円であります。

委員会では、特定健康診査等事業に関し、これまでの受診率と26年度の見込みをただしたところ、24年度では約1,500人が受診され、26年度は被保険者の約34%、2,700人分を計上している旨の答弁がなされました。さらに、受診率向上のための取り組みについてただしたところ、対象者への個別通知に加え、市報に年3回掲載している。また、国保連合会により、医療費の分析や保健事業への活用を図るため、保健、医療、介護情報を一元的に管理する

「国保データベースシステム」が今年中に稼働する予定となっており、このシステムを活用し、生活習慣病等と思われる対象者から優先して、その発症、重症化予防に取り組んでいきたい旨の答弁がなされました。

委員からは、健診を受けていただくことは予防医学の観点から大変重要であり、市民の皆さんのが受診したくなるように工夫をしていただきたいとの意見が開陳されたところであります。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第20号 平成26年度大川市後期高齢者医療事業特別会計予算を御報告申し上げます。

本会計は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療事業等のうち、保険料徴収など本市が行うべき事業等について予算編成を行うもので、歳出の主なものは、総務費16,091千円、後期高齢者医療広域連合納付金480,509千円などで、予算規模は499,000千円であります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第21号 平成26年度大川市介護保険事業特別会計予算を御報告申し上げます。

本会計は、介護保険法に基づき、介護保険事業勘定及び介護サービス事業勘定について予算編成を行うもので、予算規模は、介護保険事業勘定3,372,000千円と介護サービス事業勘定29,000千円を合わせて、3,401,000千円であります。

まず、介護保険事業勘定における歳出の主なものは、総務費106,996千円、保険給付費3,177,364千円など、次に、介護サービス事業勘定における歳出の主なものは、総務管理費22,312千円、居宅サービス事業費6,188千円などであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、報告を終わります。

議長（石橋正毫君）

文教厚生委員長の報告は終わりました。

これから文教厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第4号 大川市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 大川市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 大川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 平成26年度大川市国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 平成26年度大川市後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成26年度大川市介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、産業建設委員会に付託しておりました議案第7号 大川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について外7件を一括議題といたします。

これから産業建設委員会における審査の経過並びに結果について産業建設委員長の報告を求めます。産業建設委員長、今村幸稔君。

産業建設委員長（今村幸稔君）（登壇）

皆さん、改めましておはようございます。私は、産業建設委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第7号 大川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について外7件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第7号 大川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、消費税率の引き上げ及び道路における占用物件の多様化への対応を図るため、福岡県道路占用料徴収条例に準じ所要の改正を行うもので、占用料の額について、県の区分に従い整理を行っており、県と同額であるが、広告塔のみ他市の状況等を勘案し、現行の額に据え置いているとのことであります。

あわせて、現行の占用料の最低額を300円から100円に見直すもので、平成26年4月1日から施行するものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第8号 大川市用排水路管理条例の一部を改正する条例の制定について御報告

申し上げます。

本案も、消費税率の引き上げ及び近隣の状況を勘案し、最低額を現行の300円から100円に見直すもので、道路占用料に合わせて所要の改正を行い、平成26年4月1日から施行するものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第9号 大川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

本案も、消費税率の引き上げに伴い、都市公園の使用料、一月未満の都市公園施設設置使用料及び都市公園の占用料に関し、都市公園占用料の額の適正化を図るため、所要の改正を行い、平成26年4月1日から施行するものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第10号 大川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

本案は、下水道の使用態様の変更に係る届け出の規定を設けるとともに、下水道使用料に消費税相当額を転嫁するため、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、検針日により、消費税率にばらつきが出ないかただしたところ、検針は基本的に2か月に一度、委託を受けた業者において検針員3名を配置して行っている。ばらつきが出ないように、可能な限り2か月以内で対応するように要望している旨の答弁がなされました。これに対し、市民から不満の声が出ないようにできるだけ2か月以内で検針が終わるように要望を行ったところであります。

また、井戸水を生活用水に使用し用水路に流されているところもあると聞くので、これについては、下水道につなぎ込まれるように指導を要望したところであります。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第17号 平成25年度大川市下水道事業特別会計補正予算を御報告申し上げます。

今回の補正は、公共下水道事業において、津地内における下水道築造工事及び龍代ポンプ場の用地取得に不測の日数を要したため年度内での契約が見込めず、繰越明許費の設定を行

うものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第22号 平成26年度大川市下水道事業特別会計予算を御報告申し上げます。

説明によりますと、公共下水道は、市民生活における根幹的な施設として不可欠な社会資本であり、生活環境の改善、公共用水域の水質保全及びトイレの水洗化等を目的として事業の推進を図っているところであります。平成26年度は、これまでに供用開始を行った地域の水洗化促進や管渠整備による供用開始区域の拡大を図るとともに、龍代ポンプ場整備に要する経費等として576,000千円を計上しております。

これが財源としては、国庫支出金60,000千円、繰入金256,432千円及び市債等175,500千円をもって充当する次第であります。

委員会では、下水道工事費に関し、何%の工事完了となるのかただしたところ、下水道事業は現在、事業認可を受けて工事を実施している区域が252ヘクタールであり、平成25年度末で204ヘクタールの事業完了を見込んでおり、整備率としては81%を見込んでいる旨の答弁がなされました。

次に、公債費の償還金利子及び割引料に関し、歳入から見ても使用料をはるかに超える金額の市債であり、一般会計からの繰り入れ及び基金からの繰り入れがないと市債の償還ができるないが、今後どうのように推移をするのかただしたところ、市債の償還はこれからも続くが、事業を行うごとに起債が発生し、この繰り返しとなる。当該年度末の起債残高は5,109,913千円と高額であるが、少しずつ償還していくしかない旨の答弁がなされました。これに対し、今後の見通しを策定しなければいけないと思うが、下水道のつながっているところに大きなマンション等、多くの人が住むようなまちづくりを考えていかないと使用料は厳しい今まであると思われる。まちづくりを含めたところで分母をふやすことを検討していただきたい旨の要望を行ったところであります。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第23号 平成26年度大川市上水道事業会計予算を報告申し上げます。

まず、予算第3条収益的収支について、収入である水道事業収益は821,400千円で、その主たるものは、給水収益780,000千円、他会計負担金5,740千円であります。支出は、水道事

業費879,600千円で、その主たるものは、受水費309,600千円、人件費179,210千円、減価償却費201,950千円、支払利息67,498千円、修繕費22,820千円であります。

次に、予算第4条資本的収支について、資本的支出は271,400千円で、その主たるものは配水管整備に要する経費74,860千円、配水場の改修に要する経費2,940千円、企業債償還金176,600千円であります。

これに対して、資本的収入は8,100千円で、主たるものは配水管布設負担金1,910千円、加入者負担金4,690千円、消火栓新設負担金1,500千円であります。

この結果、資本的収支不足額263,300千円は、当年度分損益勘定留保資金176,200千円、繰越利益剰余金処分額82,806千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,294千円で補填することとした次第であります。

委員会では、営業活動によるキャッシュ・フローと財務活動によるキャッシュ・フローとの差はできれば開いたほうが健全だと思う。投資活動に関する部分はプラスにならないといけないが、キャッシュ・フローを取り入れた意味をただしたところ、キャッシュ・フロー計算書について、新年度から採用が義務づけられたため、昨年5月に専門の会計事務所と委託契約し、新制度での予算編成についてアドバイスを受けてきた。今までの企業会計をよりわかりやすくし、一般の企業会計に近づかせるために今回の会計制度の変更が行われたとのことであります。キャッシュ・フロー計算書は簿記による集計であり、詳細は会計事務所からのアドバイスを受けながら、現状における企業会計の実態ということで掲載している。これに対し、この資料だけを見ていると上水道会計は危ないと捉えられることがあるかと思うので、わかりやすい掲載をよろしくお願ひしたい旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第24号 指定管理者の指定についてを御報告申し上げます。

本案は、市内の各コミュニティセンターの6地区を一括して管理しているNPO法人大川市コミュニティ協議会を引き続き指定管理者として指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

委員会では、詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

議長（石橋正毫君）

産業建設委員長の報告は終わりました。

これから産業建設委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第7号 大川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 大川市用排水路管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 大川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 大川市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 平成25年度大川市下水道事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 平成26年度大川市下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成26年度大川市上水道事業会計予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、予算特別委員会に付託しておりました議案第18号 平成26年度大川市一般会計予算を議題いたします。

これから予算特別委員会における審査の経過並びに結果について予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長、永島守君。

予算特別委員長（永島 守君）（登壇）

私は、予算特別委員長といったしまして、本委員会に付託されました議案第18号 平成26年度大川市一般会計予算につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、歳入の根幹である市税収入の増収が見込まれるもの、特に社会保障関連費を中心とした歳出が増加しており、本市の財政状況は大変厳しい状況にあることを踏まえ、財政の健全性の確保に留意しつつ、一般行政経費全般にわたって節減を行い、限られた財源を効率的かつ重点的に配分し、創意と工夫をもって住民福祉の向上に努められた結果、一般会計の予算規模は139億円となり、前年度当初予算との対比は6.9%の増となっているとのことであります。

なお、本案の審査に当たりましては、平成26年度一般会計当初予算関係資料の提出を受け審査を行ったところであります。

以下、委員会で交わされました質疑、意見の主なものについて、まず歳出から申し上げたいと思います。

2款1項7目 新婚世帯家賃補助金についてただしましたところ、26年4月以降に婚姻された40歳未満の夫婦で、3年以上市内に居住する方を対象に、実質家賃負担額の半分、月額10千円を上限に最大2年間補助するもので、転入者にはさらに月額5千円を加算するものであります。申請の見込み数は50件で計上している旨の答弁がなされたところであります。

次に、2款1項7目 新築マイホーム取得補助金についてただしたところ、26年1月2日以降に新築され、5年以上居住する予定の方に対し、取得費用の5%、上限100千円と、中学生以下の子供1人につき50千円、転入者は1人20千円、Uターンされた方なら1人10千円の加算を含め、最大200千円の補助及び住宅の固定資産税相当分年間150千円を上限に3年間助成するもので、年間50件を見込んでいる旨の答弁がなされたところであります。

次に、2款1項12目 福岡県女性研修の翼参加補助金に関し、平成23年度、24年度は応募がなかったが、25年度の応募状況をただしましたところ、市報等で周知したが応募はなかつた旨の答弁がなされたところであります。委員からは、応募の際、地域活動をされている団体などから出すようになっており、個人での申し込みができない。応募がないのはそのような組織から出てくる人がいないからであり、せっかく県が実施されている女性のための事業であるので、女性のための組織づくりを行い、まちづくりに貢献できる人材を育成することが必要である旨の意見が開陳されたところでもあります。

次に、3款1項2目．生活支援バス運行事業について、生活支援交通会議の議論はどうになっているのかただしましたところ、ことしの2月に第1回目の会議を開催し、関係者に生活支援バスの現状と課題を説明し、次回から各委員に意見を出してもらう旨の答弁がなされました。さらに、生活支援バスにより買い物客が大型店舗に行くようになり、地域の商店はかなり苦労されているが行政はどう考えているのかとただしましたところ、市長からは、民業圧迫であるとの意見や、車椅子の障がい者の方が乗車できないなど幾つかの課題があることを耳にしている。今後、交通会議の推移を見守りたい旨の答弁がなされたところであります。委員からは、長洲町で導入されているようなデマンドタクシーであれば利便性が上がるとの意見が開陳され、市民全体の福祉を考えるのか、または地域の商店の立場に立つのか、行政は行政の立場でどの部分に重点を置くのか、しっかり検討いただき、結論を出していくいただきたい旨の要望がなされました。

次に、3款2項2目．幼稚園預かり保育支援事業補助金及び幼稚園預かり保育施設改修事業補助金についてただしましたところ、支援事業補助金は、預かり保育として共稼ぎ家庭の子供を受け入れ、11時間開所の私立幼稚園4園に対し、運営費の4分の3を国が、4分の1を市が補助するものである。施設改修事業は預かり保育を行っている私立幼稚園4園に対し、認定こども園にするための施設整備費について、国が9分の8、市が9分の1を負担する旨の答弁がなされました。さらに、補助を受ける幼稚園は認定こども園の認定を受ける必要があるのかとただしましたところ、補助の要件は5年以内に認定こども園になることとされており、現在三又、一木、若津、白鷺の4幼稚園が手を挙げている旨の答弁がなされました。

次に、6款1項8目．クリーク対策費に関し、災害に強いため池等整備事業費負担金について、幾つの市が取り組んでいるのかただしましたところ、国営水路、県営水路につながるような水路が事業対象で、水路の整備を近隣8市町でお願いし、県で事業が行われる。市の負担は25%で、幅5メートル、深さ1.5メートル以上という要件がある旨の答弁がなされたところであります。

次に、7款1項7目．シティセールス事業費に関し、シティセールス推進事業についてただしましたところ、市長の目玉事業の一つであり、市長を先頭に行うトップセールスや各種メディアを利用した情報発信等を行い、大川市を売り込むためのものであり、シティセールス推進事業委託料20,000千円は、トップセールスやキャンペーン時に大川市に興味を持っていただき、持って帰ってもらえるようなセンスのいいパンフレット等の作成費用として4,000

千円、大川市の特産品をモチーフにしたキャンペーン時に使用するかぶり物や配布用の小物等の作成委託料として1,000千円、さらに、これまでインテリア課でイメージアップ事業として行ってきたものを見直し、新たにメディア戦略やCM作成等をインテリア課とおおかわセールス課が協力して行う費用として15,000千円を予定している旨の答弁がなされたところであります。

さらに、各地で御当地のキャラクターが重宝されているので、今回、かぶり物等を取り入れるのであれば、メディアに乗せていくことができないのかただしたところ、かぶり物はおおかわセールス課でキャンペーンに行く場合に使用するものであり、CMについては斬新なものにつくりかえ、放映まで行うと10,000千円くらいかかるかと思う。あわせて首都圏でも大川をPRしたいと思う旨の説明がなされたところであります。

さらに、市長からは、これまでのCMは伝統的なCMとしてはすばらしいが、大川に家具を買いに来ていただくためには、変えたほうがいいと思う。福岡空港の電光掲示板を見て若い方々が大川に家具を買いに行こうとは思わないのではないかという強い思いがあり、刷新するため、予算の計上をお願いしている旨の答弁がなされたところでございます。

次に、8款5項5目・公園費の公園施設長寿命化計画策定業務委託料の内容及び補助率についてただしましたところ、今回初めての事業として策定を計画するもので、この計画に基づき適切な管理を行うことで、今後維持、修繕工事や更新事業について国の補助対象となる。今回の計画策定業務の補助率は2分の1であり、また工事関係も2分の1の補助となる旨の答弁がなされました。

次に、8款5項5目・公園費の工事費と地域公園整備事業補助金についてただしましたところ、工事費7,700千円は市内の公園の44か所の維持及び修繕工事である。また、補助金3,000千円は今年度の新規事業で、以前整備された遊戯施設が老朽化し撤去されるところが出てきているため、遊戯施設の新設または更新工事に対して助成するものである。補助は事業費の3分の2以内で、上限は1行政区500千円である旨の答弁がなされ、委員からはいろんな方が利用できるように工事内容を見直し、安く上がるようにお願いをしたい。また、高齢者が利用できるような公園を考えてほしい旨の要望がなされたところであります。

次に、8款5項7目・まちづくり推進事業費についてただしましたところ、まちづくり推進事業では、小保・榎津地区の藩境のまち、中心商店街、市役所周辺で取り組んできた旧まちづくり交付金事業については本年度で完了し、次期事業として、街なみ環境整備事業に平

成26年度から10年間計画で着手する。道路、公園の公共施設の整備や小保・榎津のまち並み整備に取り組むのが特徴で、県道から旧市民会館跡地前の道路整備費が35,000千円、啓発事業等業務委託料に14,300千円、委託料の内訳としては、藩境のまちに関する啓発事業に約6,000千円、平成9年に調査を行っている伝統的建造物の補足調査に約6,000千円などであり、伝統的建造物の修理・修景事業補助金は一般住宅に係る修理等のための助成事業であり、16,000千円をお願いしている旨の答弁がなされました。また、修理工事については市内業者を使っていただくように要望したところ、木造在来工法の建築物の修理工事であり、市内の建築士会や市内業者の協力をお願いしていく旨の答弁がなされました。

次に、10款1項2目「不登校児童生徒学習指導支援員賃金」に関し、支援員の役割とどのくらい配置するのかただしましたところ、支援員は今年度から配置を始めたもので、これまで不登校の児童・生徒が通うりんどう教室では指導員を中心に自主学習を支援してきたが、今年度からは本人たちの希望があり、授業形式で学習を進めるため、2人の支援員を週4時間、延べ40週分計上している旨の答弁がなされました。委員からは、不登校の子供の学習時間は学校に比べて著しく少なく、学力に大きな差が出る。子供たちを守り、しっかり支援していく体制を真剣に検討していただきたい旨の要望がなされました。

次に、10款1項2目「学校規模適正化検討委員会委員謝礼」に関し、委員の構成と会議の予定についてただしましたところ、校長、保護者、区長、学識経験者として市議会議員等を予定しており、予算支出は計9人程度を考えている。また、謝礼の必要がない公的機関のメンバーも入れ第三者委員会として立ち上げ、26年度後半から3回ほど開催したい旨の答弁がなされました。委員からは、中学校の校舎は耐震化の済んでいない学校もあり、なるべく早いペースで検討を進めていただきたい旨の要望がなされました。

次に、10款5項1目「幼稚園工事費の内容」をただしましたところ、園庭改修として排水溝の詰まり、築山の補修、職員室の空調取りかえの予定である旨の答弁がなされました。さらに、公立幼稚園の必要性には異論があるが、いつまで工事を続けるのかとただしましたところ、公立幼稚園のあり方については、子ども・子育て会議で議論されており、会議の推移を見ながら検討することとしている。現に1年間子供が遊ぶ場であるので予算を計上している旨の答弁がなされました。委員からは、ほかの自治体では公立幼稚園を廃止しているところが多く、大川市は待機児童がいない中、あえて公立で幼稚園を運営する必要はないのではないかとの意見が開陳される一方、公立幼稚園の保護者からは子供らしい子育てをされている

公立幼稚園のよさをぜひ伝えてほしいとの声があるとの意見も開陳され、廃園と存続の賛否二分するものもあるが、行政としてどのようにあるべきか、しっかりとした判断をしていただきたい旨の提言がなされたところであります。

次に、10款6項7目・美術館管理運営費に関し、作品復元委託料の内容と、復元した後の作品をどう生かしていくかをただしましたところ、清力美術館では本市の貴重な財産である久留米藩御用絵師による江戸勤番絵巻を以前は公開展示していたが、ひび割れ等があり、現在は公開していない。この補修を行い、広く内外から清力美術館への入館者増に結びつけたい。あわせて清力美術館のホームページの充実を図り、作品の紹介をしていきたい旨の答弁がなされました。委員からは、今年は市制施行60周年もあり、江戸勤番絵巻も含めた文化財をPRしていただきたい旨の要望がなされました。

次に、歳入に関して申し上げます。

1款・市税に関し、市民税や固定資産税の額が前年度よりふえている理由をただしましたところ、税制改正が行われ、個人市民税の均等割が500円上がり、配当割、株式等譲渡所得割の軽減措置が廃止になったことや所得が少し増加していることが挙げられる。法人市民税についても、国の法人税が上がっており、法人税割に係る法人市民税が増加している。また、固定資産税については、土地の評価は下落しているが、家屋や償却資産がわずかに伸びており、特に償却資産については、県と県内自治体が共同で償却資産把握の取り組みを行っており、大手企業の償却資産が上がってきてている旨の答弁がなされたところであります。さらに、固定資産税については国際医療福祉大学ができたこと。そのことにより学生向けのアパート等がふえていると思うが状況はいかがかただしましたところ、24年と比較して25年は新築の家屋等が約11%ふえている旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決したところでございます。

以上で報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（石橋正毫君）

予算特別委員長の報告は終わりました。

これから予算特別委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようでございますので、これから採決をいたします。

それでは、議案第18号 平成26年度大川市一般会計予算を採決いたします。

本案を予算特別委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員と認めます。よって、本案は予算特別委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

なお、この後、11時から臨時議員協議会を開催いたします。議員各位は、大会議室にお集まりいただきますようお願いいたします。

なお、再開時刻は後ほどお知らせをいたします。

午前10時46分 休憩

午前11時11分 再開

議長（石橋正毫君）

休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

この際、お諮りいたします。

本日、本市市議会議員、永島守君外3名から議案第31号 大川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、議案1件の提出がなされ、これを受理いたしました。

この際、御報告申し上げるとともに、これを本日の日程に追加し、直ちに上程したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、議案の朗読を省略し、議案第31号を議題といたします。

この際、お諮りいたします。ただいま議題といたしております案件につきまして、先ほど議決いただきました大川市事務分掌条例等の一部改正に伴う案件であり、その内容は明らかでありますので、提案理由の説明を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、この際、お諮りいたします。ただいま議題としてあります案件について、委員会付託を省略し、直ちに本会議で審議いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、これからただいま議題となっております議案第31号 大川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようでございますので、これから採決をいたします。

議案第31号 大川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、閉会中の所管事項継続調査の件を議題といたします。

この件につきまして、各委員長からお手元に配付しております調査事項について、平成27年3月31日まで各委員会に付託されたい旨申し出がございます。よって、各委員長から申し出のとおり、付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、別紙調査付託事項について各委員会に付託することに決しました。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

7番岡秀昭君、8番内藤栄治君、以上2人を指名いたします。

以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

なお、ここで市長から発言の申し出があつてありますので、この際、お願ひいたします。

鳩山市長。

市長（鳩山二郎君）

議長からお許しをいただきましたので、一言御挨拶申し上げます。

議員各位には、提案いたしました議案について慎重御審議の上、御議決をいただき、まことにありがとうございました。

皆様からいただいた貴重な御意見等につきましては、十分に尊重し、今後の市政運営に生かしてまいりたいと考えております。

また、平成26年度予算の執行に当たっては、住民福祉の向上とさらなる効率化に努めてまいる所存でございます。引き続き議員の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、簡単ではございますが、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（石橋正毫君）

これにて平成26年第1回大川市議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前11時16分　閉会

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会議長

大川市議会議員

大川市議会議員